

令和7年12月25日  
国土交通省  
不動産・建設経済局建設業課

「建設業法令遵守ガイドラインの改正案」及び  
「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの改正案」  
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和7年12月10日から令和7年12月17日まで、「建設業法令遵守ガイドラインの改正案」及び「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの改正案」に関する意見の募集を行いましたところ、計8件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を、以下のとおりとりまとめたので、公表いたします。なお、本件と直接関係のない御意見につきましては、お答えすることを差し控えさせていただきますので御了承ください。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

主なご意見及び国土交通省の考え方

	主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
1	<p>（１）無許可解体への「即時業務停止＋厳罰」化            無許可業者が現場で確認された場合、即時作業停止命令を標準化。反復違反には刑事告発を義務化。発注者が故意に無許可業者へ発注した場合、発注者側にも罰則を適用。</p> <p>（２）外国人労働者の在留資格・就労資格の厳格確認を“義務化”            元請・一次受けに在留カードの確認義務を明記。写しの保存を義務付け、不備があれば行政指導だけでなく処分対象とする。偽装請負・名義貸しを行う業者には登録取消しレベルの重処分。</p> <p>（３）アスベスト無届作業・無資格作業を“重大違反”として扱うこと            無届解体や偽装報告を「重大違反」と明記し、即日停止・行政罰・刑事罰の対象とする。受注者・発注者双方が確認義務を負うことを明確化。</p> <p>（４）不法投棄への罰則強化と監視体制の拡充            産廃のマニフェスト義務違反を即行政処分に。車両GPS・監視カメラの設置促進。不法投棄発覚時には元請・処理委託者も連帯責任を負う運用を推進。</p>	<p>ご意見は、今後の施策の検討に当たって参考にさせていただきます。</p> <p>なお、建設業者や無許可業者に対する行政処分については、別途、各許可行政庁において、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」等が定められております。</p>
2	<p>「意見提出が30日未満の場合その理由」が空欄の時点で本パブリックコメント募集は適切でなく、なぜ理由が空白なのか見解を述べていただきたい。</p> <p>「発注者・受注者間」が国内T0国内を想定した書きぶりとなっており、関西万国博覧会でわが国の建設業者に甚大な被害を与えた、海外T0国内に対応できるとは、本改正案でも思えない。こうした海外業者の未払い問題に対し、改正案でどのように対応しようとするのか？</p>	<p>本パブリックコメントは、任意の意見募集として実施しており、その期間の設定も任意となっております。</p> <p>外資系企業であっても日本国内で建設工事を施工する場合は、建設業法の規定が適用されますので、本ガイドラインを踏まえた対応が求められます。</p>

3	<p>不正・不当な受注を無くすための法案であり、そもそもの孫請けなどの多段階下請けや、トンネル会社への規制が抜け落ちている。規制を設けるべき。</p> <p>昨今 JV など共同入札の仕組みもあるが、これも巨大企業が独占し中小事業者がおこぼれを貰うだけの状況であり、一社で入札できる様な大手は共同入札を使えない様、規制を設けるべき。</p> <p>入札前後の一定期間（数年は必要）、献金を行わない企業のみ入札・受注を受けられる様、規制を設けるべき。</p>	<p>一括下請負は建設業法第 22 条において禁止されているところ、実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、重層化を回避するため、その判断基準を明確化した「一括下請負の禁止について」（平成 28 年 10 月 4 日国土建第 275 号）等を定め、周知徹底を図っております。</p> <p>また、入札制度に係るご意見は、今後の施策の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>
4	<p>猛暑日や熱中症警戒アラートによる作業中止を見込んで工期を延長設定する場合、工期延長を認めてもらえても、発注金額はそのままとされるリスクが高いため、その延長期間に伴う共通仮設費や現場管理費の増加分（コスト）については、「発注者が負担すべき経費」であることをガイドラインに明記すべき。</p> <p>契約変更協議の申し出があった場合、「直ちに」あるいは「〇日以内に」協議の場を設けるなど、タイムラインの目安を示していただきたい。単に「誠実に協議」とするだけでは、回答を先延ばしにされ、工事が終わってしまうケースがあり、「既成事実化」されるのを防いで引き延ばし戦術に対策していただきたい。</p>	<p>猛暑日等による工期延長に伴う増加費用については、発注者又は元請負人と受注者又は下請負人が、十分に協議を行った上で、その負担のあり方を決定するものです。そのため、近年の酷暑を鑑み、猛暑日の不稼働を適切に考慮した適正な工期を設定する必要があると考えます。</p> <p>受注者又は下請負人からの請負契約の変更協議の申し出後に、合理的な期間以上に協議開始をあえて遅延させることは、建設業法第 20 条の 2 第 4 項の趣旨に反するものです。また、受託中小企業振興法第 3 条に基づく振興基準において、委託事業者は、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合等であって、中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとするとしており、本ガイドラインにおいても振興基準に示す内容について配慮することを求めています。</p>

- ※ とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。
- ※ 掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。